

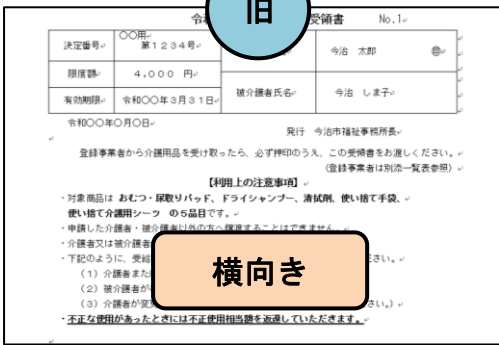
介護用品券の利用について

【利用のしかた】

- ①届いた券を必要に応じて切り離してください。
- ②別紙一覧表にあるお店にて介護用品と引き換えてください。
 - ・ 限度額以内のお買い物ではお釣りは出ません。
 - ・ 購入額が限度額を超えた場合、差額は利用者負担となります。
 - ・ 券は一度に複数枚利用することもできます。

【令和4年度からの変更点】

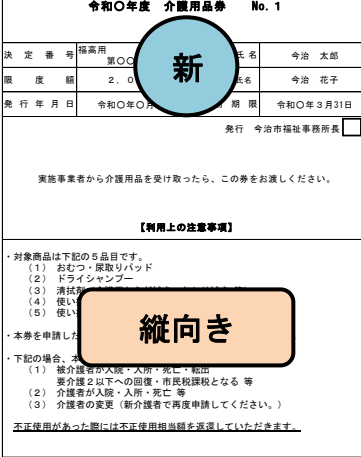
令和4年4月から、介護用品券の向きが横向きから縦向きになります。利用方法に変更はありません。



旧

横向き

➔



新

縦向き

【支給限度】

- 1月あたり 4,000円 (介護者が非課税世帯)
2,000円 (介護者が課税世帯)

【ご利用上の注意】

以下の場合は介護用品券を利用いただけません。

被介護者（介護を受ける方）

介護者（介護をする方）



- ・ 死亡
- ・ 入院
- ・ 施設への入所
- ・ 市外への転出
- ・ 要介護2以下への回復
- ・ 市民税課税となる。



- ・ 死亡
- ・ 入院
- ・ 施設への入所
- ・ 要介護4以上になった。
- ・ 上記以外の理由で介護を継続できなくなった。

・ 不正な使用があったときには、相当額を返還していただくことがあります。

(問合せ先) 今治市介護保険課 電話 0898-36-1528

今治市介護用品支給事業

対象商品・対象外商品（例）一覧

対象となる商品と、間違いやすい対象外商品の例です。

※ 対象外商品を購入された場合、利用者の負担となりますのでご注意ください。

対象商品	対象外商品（例）
(1) 紙おむつ 介護用紙おむつ 介護用紙パンツ 尿取りパッド	ポータブルトイレ関連用品 おむつ用ゴミ袋（消臭袋） 消臭剤・消臭用品 消毒薬（消毒用アルコール） 除菌スプレー
(2) ドライシャンプー	
(3) 清拭剤 介護用使い捨てぬれタオル からだ拭き おしり拭き （泡、液体、スプレーなど）	せっけん、シャンプー ウェットティッシュ トイレットペーパー 汗拭きシート（一般用） 洗浄綿
(4) 使い捨て手袋 プラスチックグローブ 薄手の使い捨て手袋 おむつ交換用手袋	家事用ゴム手袋 軍手
(5) 使い捨て介護用シーツ	シーツ（洗濯でき繰り返し使えるもの、介護用でないもの） その他寝具
※いずれも介護用品・衛生用品・医療用品として販売されているものに限りません。	介護食品 口腔ケア用品（スポンジ歯ブラシなど）
例1) 容器に「介護用」と記載されているもの	介護用エプロン、衣類 介護用食器
例2) 介護用品カタログに掲載されているもの	